

通所リハビリテーション利用料案内

1割負担の場合

●基本利用料金

	6～7時間	5～6時間	4～5時間	3～4時間	2～3時間
要介護1	722 円	629 円	559 円	492 円	387 円
要介護2	859 円	746 円	648 円	571 円	444 円
要介護3	991 円	861 円	738 円	649 円	503 円
要介護4	1,149 円	997 円	853 円	751 円	561 円
要介護5	1,303 円	1,131 円	967 円	851 円	619 円

●加算料金(利用された場合に上記の金額に加算)

1 リハビリテーション提供体制加算	
3時間以上4時間未満	13 円/日
4時間以上5時間未満	17 円/日
5時間以上6時間未満	21 円/日
6時間以上7時間未満	25 円/日
2 入浴介助加算(Ⅰ)	41 円/日
入浴介助加算(Ⅱ)	61 円/日
3 リハビリテーションマネジメント加算(A)イ	570 円/月
同意日の属する月から6月超	244 円/月
リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ	603 円/月
同意日の属する月から6月超	278 円/月
4 短期集中個別リハビリテーション実施加算	112 円/日
5 認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	244 円/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ	1,953円/月
6 生活行為向上リハビリテーション実施加算	1,272円/月
7 栄養アセスメント加算	51 円/月
8 栄養改善加算	204 円/回
9 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	21 円/回
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5 円/回
10 口腔機能向上加算(Ⅰ)	153 円/回
3ヶ月以内に限りひと月に2回限度	
口腔機能向上加算(Ⅱ)	163 円/回
3ヶ月以内に限りひと月に2回限度	
11 重度療養管理加算(要介護3・4・5に限る)	102 円/日
12 中重度者ケア体制加算	21 円/日
13 事業所が送迎を行わない場合 減算	▲48/片道
14 移行支援加算	13 円/日
15 科学的介護推進体制加算	41 円/月
16 サービス提供体制強化加算Ⅰ	23 円/日
サービス提供体制強化加算Ⅱ	19 円/日
17 介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護保険一部負担額の 4.7%
18 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	介護保険一部負担額の 2.0%

●その他の料金

食費	580 円
----	-------

※ 基本利用料金及び加算料金については、介護保険負担割合証の利用者負担の割合が1割の場合の金額を表示しています。

※ 介護保険制度の関係上、点数から円に換算する際、金額に多少の前後が生じますのでご了承ください。

●備考

営業日：月曜日～土曜日(12月31日～1月3日を除く)

営業時間：9:30～16:10

お支払い方法：毎月10日までに前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までに
通所利用時にお持ちいただくか、施設事務所にてお支払いください。

老人保健施設 カノーブス姫路
通所リハビリテーション事業所
(TEL)079-252-7111

リハビリテーション専門職の配置が人員に関する基準より手厚い体制を構築し、リハマネジメントに基づいた長時間のサービスを提供している場合に加算します。

2 入浴介助加算

(I).入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合に加算します。

(II).医師等が居宅に訪問し浴室における動作及び浴室の環境を評価し、助言を行う場合に加算します。

3 リハビリテーションマネジメント加算

(A)イ.個別のリハビリテーション実施計画の策定等の一連のリハビリテーションプロセスを実施するとともに、介護支援専門員を通して、居宅サービスを担う他の事業所に対して日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報の伝達を行うなど多職種協働の推進を行った場合に加算します。

(A)ロ.(A)イに加え、リハビリテーションの計画等の情報を厚生労働省に提出し必要な情報を活用しリハビリテーションが適切かつ有効に実施されている場合に加算します。

4 短期集中個別リハビリテーション実施加算

退院・退所直後又は初めて要介護認定を受けた後に、早期に在宅における日常生活活動の自立性を向上させるため、短期集中的に、リハビリテーションを実施した場合に加算します。

5 認知症短期集中リハビリテーション実施加算

認知症の利用者に対して短期集中的な個別リハビリテーションを実施した場合に加算します。

6 生活行為向上リハビリテーション実施加算

生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等をリハビリテーション実施計画にあらかじめ定めて、利用者に対するリハビリテーションを計画的に行い、利用者の有する能力の向上を支援した場合に加算します。

7 栄養アセスメント加算

管理栄養士と介護職員等や他の職種のもの共同して栄養アセスメントを実施し、利用者又は家族に対し結果を説明し、必要に応じて相談等を行った場合加算します。

8 栄養改善加算

低栄養状態にある者又はそのおそれのある利用者に対し、管理栄養士が看護職員、介護職員等と共同して栄養ケア計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合に加算されます。

9 口腔・栄養スクリーニング加算

(I).介護サービス事業所の従業員が、利用開始時及び利用中6ヶ月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援相談員に提供した場合に加算いたします。

(II).利用者が、栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に加算します。

10 口腔機能向上加算

(I).口腔機能の低下している者又はそのおそれのある利用者に対し、歯科衛生士等が口腔機能改善のための計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と見直し等の一連のプロセスを実施した場合に加算します。

(II).Iの取組みに加え指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、情報を活用して実施した場合に加算します。

11 重度療養管理加算

要介護度3・4・5であって、手厚い医療の必要性の高い利用者を受け入れた場合に加算します。

12 中重度者ケア体制加算

要介護度3・4・5の割合が一定以上なおかつ看護職員を配置している体制の場合に加算します。

13 事業所が送迎を行わない場合 減算

事業所が送迎を実施していない場合に減算します。

14 移行支援加算

指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し指定通所リハビリテーションを行い、利用者の指定通所介護事業所等への移行等を支援し及び厚生労働省の定める基準に適合している場合に加算します。

15 科学的介護推進体制加算

厚生労働省の定める基準に適合し都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し指定通所リハビリテーションを行い利用者のADL・栄養状態・口腔機能・認知症の状況、その他の心身の状況等基本的な情報を厚生労働省に提出し、情報を活用した場合に加算します。

16 サービス提供体制加算Ⅱ

介護福祉士の資格保有者、一定以上の勤続年数を有する者が一定割合雇用されている施設について加算されます。

17 介護職員処遇改善加算Ⅰ

介護職員の処遇改善に取り組む施設に対して加算されます。

18 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ

介護職員等の処遇改善に取り組む施設に対して加算されます。